



株式会社ヒライ 若狭小浜の住まいづくり通信

ひらいて

令和3年 9月 第40号

「ひらいて」は、「開いて見てください」という思い「ヒライの手(内側)」という意味を込めたりフォーム専門店・ヒライからお送りする「若狭小浜の住まいづくり通信」です

※この手作り新聞「ひらいて」が不要な場合は、お手数ですが ☎0120-052-038まで、お知らせくださいませ。発送停止手続きをさせていただきます。



●今月のこぼれ...

天気の良い夏の日の夕暮れ。できるだけ自然を見せようと、いつもと同じ小浜公園までの海岸線をサイクリング。「じーじ、『海』歌って」といつも言われ、「うーみーはート...」と。今では、ひとりで3番まで、彼女なりに歌っています。日々進化する脳に刺激をいただいています。

株式会社ヒライ 代表の平井です。いつも大変お世話になり誠にありがとうございます。お盆が過ぎ、残暑、秋、冬と季節が目まぐるしく変わる時期になりました。この夏も相当な暑さが続きましたので、夏の疲れが出ないよう体調管理に心掛けましょう。

この手作り新聞『ひらいて』も、今号で40号を迎えました。足かけ12年と5か月。何とかここまで続けることができたのは、「いつも見せてもらっています」という、とてもありがたい言葉のおかげです。そもそも、この手作り新聞を発行しようと思ったのは、弊社の仕事への取り組み、考え方を知っていただくことで、共感を得ること、そして安心していただくことが目的で、それは現在も変わっておりません。稚拙な内容でご批判をいただいたことや、文章表現であらぬ誤解を受けたこと等、そのたびに反省と修正を繰り返して現在に至っております。この12年あまりの間に、スタッフも入れ替わり、本格的なリフォーム職人の内製化が進んでおります。若いスタッフも加わり、不動産事業も増え、空き家等のリフォームもスムーズにさせていただけるようになりました。この夏にはホームページも一新し、施工事例も見やすくなっています。

(未来は変えられる)との想いを胸に、進みたいと思えます。新たに施工事例集を作成しましたので同封させていただきます。お役立ていただければ幸いです。



●HP・SNSで施工事例など投稿しております。ぜひチェックしてみてください。



HP



LINE

@715jgxr



Instagram

@anshinhirai

※代表平井へのご意見などは【FAX0770-52-0061】又は、【メール m-hirai@hirai-corp.com】までお願いします。



日常の『ほっ』とした出来事をご紹介。皆さんのところに小さな幸せが届きますように・・・。

かおり通信

パンのある暮らし

楽しみながら日々、研究中♡



▲グラハム(全粒粉)20%入りちぎりパン♡プチプチふわふわでバターがじゅわ〜。家族には好評で、気づいたら売り切れていました。(笑)



▲クリームチーズ入り小松菜パン。娘からのリクエストで作りました。青物を食べない孫も、これなら食べてくれたので嬉しかったです♪

編集後記

時間のことでふと思った事が一つあります。

例えば『明日朝9時現地集合』と言われたとします。皆様はこの時どんな行動をとりますか？

- ①余裕をもって10分前には現地到着する。
- ②9時ぴったし到着する。
- ③多少遅れても大丈夫と考え9時過ぎに到着する。

など人によって様々な行動や考え方がありと思います。

ちなみに私は①の行動が多いです。(※集合や待ち合わせの内容にもよりますが)また私の知人友人も①、②のタイプがほとんどで、以前誰かが言っていました。日本人の大半は①、②のタイプだそうです。

逆に中南米では9時集合だとみんな集まるのはだいたい10〜11時頃になるのが普通だそうです。時間通り9時に来る人は逆に変人扱いされるらしいです。私の知人で過去メキシコに5年程滞在歴のあった男性がいますが、滞在時の習慣が残っているのか、その彼も待ち合わせ時間通りに来ることはまずありませんでした！

さてあなたはどのタイプでしょうか？

編集部 村上 英



〒917-0083 福井県小浜市小浜清滝78-2
TEL: 0770-52-0038 FAX: 0770-52-0061

ホームページ <http://www.hirai-corp.com>

宅地建物取引業者免許証番号: 福井県知事(1)第1639号

新築・リフォーム / 土地建物・空家のご相談
リフォーム&不動産



☎ 0120-052-038

●携帯電話・PHSからもご利用いただけます。小浜 あんしんリフォーム 検索

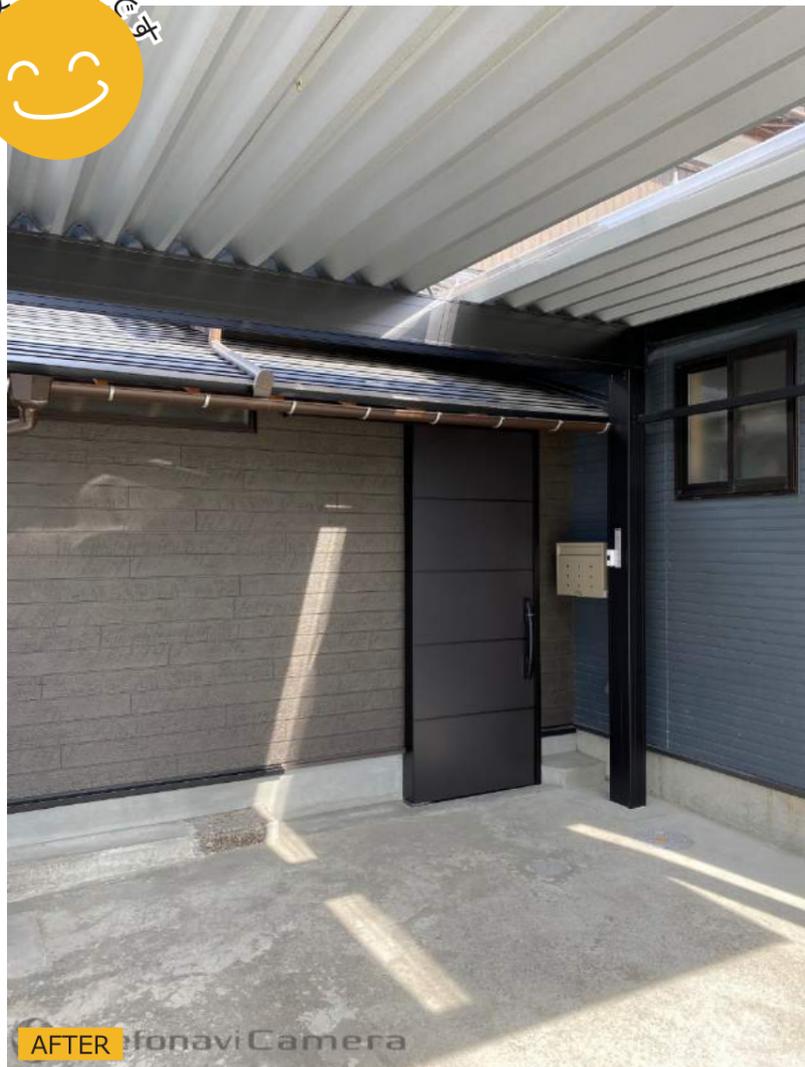
「省スペース化も実現！デザイン性の高いスライディングドアの完成です☆」 あんしんリフォーム



▲風除室のような玄関で使いづらい印象でした。



▲内部は収納部分を増やし、幅を広げることで広々とした空間になりました。



▲スライディングドアに取り替え、外部をデザイン性の高い仕様に。商品はYKKapの断熱スライディングドア『コンコード S30』。デザインバリエーションも豊富で、省スペース化も実現します！

- 工事場所…おおい町
- 工事部位…玄関リフォーム
- 工事概要…玄関ドア交換、玄関内装工事
カーポート取付、屋根改修
- お問合せ～着工までの期間…約2ヵ月
工期約50日間
- ご予算…スタッフまでお問合せください
- 詳細は、ホームページで公開予定です



職人 糀谷 幸樹 職人 坂 英慈

社員職人の坂、糀谷です。
小さな営繕でも喜んで行かせていただきます。

ホームページを見て、ご来店いただいたM様。新しい車の購入を機に、カーポートの増設と、玄関のリフォームをご依頼いただきました。アルミで作られた雪よけの玄関を取り壊し、統一性を持たせた屋根にした関係で、スライディングドアを取り付けるのにとても苦労しましたが、何とかご要望にお答えすることができました。外装も内装も、お若い施主様のセンスにお任せすることになり、とても素敵な外観、内観に仕上がりました。事情により少し工期が長くなりお詫び申し上げます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。



平井 賢



【不動産の登記について】(相続編)

今回は不動産の登記についての話をしてみようと思います。私たち人間に戸籍謄本や住民票があるように、不動産(土地、建物)にも登記簿謄本というものがあります。不動産の登記簿謄本にはその不動産の場所や大きさ、所有者の情報等が記載されており、調べたい土地や建物の地番(住所)がわかれば法務局で申請すれば誰でも取得することができます。

一口に登記と言っても様々な種類の登記がありますが、代表的なものとして『所有権移転登記』『抵当権設定登記』『建物表題登記』等があります。今回は一番皆様が接する頻度が高いと思われる『所有権移転登記』の中でも相続登記についてお話しします。

『所有権移転登記』とはわかりやすく言えば売買などで土地や建物の持ち主が変わった時に、売った人から買った人へ名義を移す(変える)手続きのことです。



【不動産所有者の名義が変わる際の代表的なものを下記表にまとめました】

〈 主な所有権移転登記(名義変更)の典型例 〉

原因	内容
売買	不動産を売買した時に名義を売主から買主へ変更
相続	相続が発生した時に名義を被相続人から相続人へ変更(例:亡父→息子)
贈与	不動産を貰った(譲った)時に名義を譲った人から貰った人へ変更

売買(贈与)で所有者の名義が変わった場合、ほぼそのタイミングで所有権移転登記の手続きが行われますが、相続の場合、相続発生時に被相続人(亡くなった方)から相続人への名義変更、いわゆる『相続登記』の手続きが行われていないケースが結構あります。

相続登記を行わず、登記簿上の所有者が亡くなられた方の名義のまま長年放置してしまうと、最悪の場合その土地(家)を処分(売却)しようとしても売却困難となってしまう可能性があります!! (←要因は様々ですが・・・)

本文をご覧の方で上記のような相続登記が未完了(例:実家に住んでいた父が亡くなりそのまま空き家となったが、登記簿上の名義は父のまま残っている)など、該当するような物件があれば早期に名義変更手続き『相続登記』をされることをおすすめします。手続きのご相談は下記までお気軽にお問合せ下さい。

TEL:0120-052-038 担当:村上



宅地建物取引士
村上 英